

2026年4月1日

吸収分割に係る事後開示書面

川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
富士通株式会社
代表取締役社長 時田 隆仁

神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5
富士通 Japan 株式会社
代表取締役社長 國分 出

富士通株式会社（以下「富士通」という）と富士通 Japan 株式会社（以下「FJJ」という）は、2026年1月29日付で締結した吸収分割契約に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、FJJが民需分野の準大手・中堅中小企業向けおよび地域農林水産機関向けソリューションビジネスならびに関連事業に関して有する権利義務を富士通へ承継する吸収分割（以下「本件分割」という）を行いました。

本件分割に関して、会社法第791条第1項第1号および第801条第3項第2号ならびに会社法施行規則第189条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日

2026年4月1日

2. 吸収分割会社における法定手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

FJJは富士通の完全子会社であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（第785条）

FJJは富士通の完全子会社であるため、該当事項はありません。

② 新株予約権買取請求（第787条）

FJJは新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

③ 債権者の異議（第789条）

FJJは、2026年2月13日付の官報に吸収分割公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

なお、不法行為によって生じたFJJの債務の債権者はおりませんので、当該債権者に対する各別の催告は行っていません。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は第796条第2項本文に規定する場合にあたるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定および第 799 条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求 (第 797 条)

本件分割は第 796 条第 2 項本文に規定する場合にあたるため、該当事項はありません。

② 債権者の異議 (第 799 条)

富士通は、2026 年 2 月 13 日付の官報に吸収分割公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

富士通は、効力発生日をもって、FJJ の民需分野の準大手・中堅中小企業向けおよび地域農林水産機関向けソリューションビジネスならびに関連事業に係る資産、負債および契約上の地位その他権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2026 年 4 月 1 日 (予定)

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上